④　臨床検査技師が配置されていること。
⑤　病床を二百床以上有していること。
⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
⑦　当直体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

四十　ＭＲＩ撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

前立腺がんが疑われるもの（超音波により病変の確認が困難なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。
②　泌尿器科専門医であること。
③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　泌尿器科を標榜していること。
②　実施診療科において、泌尿器科専門医の医師が配置されていること。
③　放射線科専門医が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　１．５テスラ以上の機器によるＭＲＩ撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
⑧　当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一　パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにＳ－１内服併用療法　腹膜播種又は進行性胃がん（腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る。）
二　経カテーテル大動脈弁植込み術　弁尖の硬化変性に起因する重度大動脈弁狭窄症（慢性維持透析を行っている患者に係るものに限る。）
三　パクリタキセル静脈内投与（一週間に一回投与するものに限る。）及びカルボプラチン腹腔内投与（三週間に一回投与するものに限る。）の併用療法　上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん
四　十二種類の腫瘍抗原ペプチドによるテーラーメイドのがんワクチン療法　ホルモン不応性再燃前立腺がん（ドセタキセルの投与が困難な者であって、ＨＬＡ－Ａ24が陽性であるものに係るものに限る。）
五　経胎盤的抗不整脈薬投与療法　胎児頻脈性不整脈（胎児の心拍数が毎分百八十以上で持続する心房粗動又は上室性頻拍に限る。）
六　低出力体外衝撃波治療法　虚血性心疾患（薬物療法に対して抵抗性を有するものであって、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術による治療が困難なものに限る。）
七　重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植　重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病
八　術後のホルモン療法及びＳ－１内服投与の併用療法　原発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、ＨＥＲ２が陰性のものに限る。）
九　急性心筋梗塞に対するエポエチンベータ投与療法　急性心筋梗塞（再灌流療法の成功したものに限る。）
十　培養骨髄細胞移植による骨延長術　骨系統疾患（低身長又は下肢長不等である者に係るものに限る。）
十一　ＮＫＴ細胞を用いた免疫療法　肺がん（小細胞肺がんを除き、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであって、化学療法が行われたものに限る。）
十二　ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法　肺がん（扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）
十三　ゾレドロン酸誘導γδＴ細胞を用いた免疫療法　非小細胞肺がん（従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。）
十四　コレステロール塞栓症に対する血液浄化療法　コレステロール塞栓症
十五　重症心不全に対する免疫吸着療法　重症心不全（心抑制性抗心筋自己抗体が陽性であって、従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。）
十六　ＮＫＴ細胞を用いた免疫療法　頭頸部扁平上皮がん（診断時のステージがⅣ期であって、初回治療として計画された一連の治療後の完全奏功の判定から八週間以内の症例（当該期間内に他の治療を実施していないものに限る。）に限る。）
十七　Ｃ型肝炎ウイルスに起因する肝硬変に対する自己骨髄細胞投与療法　Ｃ型肝炎ウイルスに起因する肝硬変（Ｃｈｉｌｄ－Ｐｕｇｈ分類による点数が七点以上のものであって、従来の治療法（肝移植術を除く。）ではその治療に係る効果が認められないものに限る。）
十八　自己口腔粘膜及び羊膜を用いた培養上皮細胞シートの移植術　スティーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡又は熱・化学腐食に起因する難治性の角結膜疾患（角膜上皮幹細胞が疲弊することによる視力障害が生じているもの、角膜上皮が欠損しているもの又は結膜嚢が癒着しているものに限る。）
十九　術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法　閉経後のホルモン感受性の乳がん（長径が五センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、ＨＥＲ２が陰性のものに限る。）
二十　経皮的乳がんラジオ波焼灼療法　早期乳がん（長径が一・五センチメートル以下のものに限る。）
二十一　インターフェロンα皮下投与及びジドブジン経口投与の併用療法　成人Ｔ細胞白血病リンパ腫（症候を有するくすぶり型又は予後不良因子を有さない慢性型のものに限る。）
二十二　冠動脈又は末梢動脈に対するカテーテル治療におけるリーナルガードを用いた造影剤腎症の発症抑制療法　腎機能障害を有する冠動脈疾患（左室駆出率が三十パーセント以下のものを除く。）又は末梢動脈疾患